

利用料金表（介護予防短期入所生活介護） R5. 1. 1

（単位：円）

| | | 従来型・多床室 | | 従来型・個室 | | ユニット型・個室 | |
|----------------------|---|---------|--------|--------|--------|----------|--------|
| 要介護度 | | 要支援1 | 要支援2 | 要支援1 | 要支援2 | 要支援1 | 要支援2 |
| 施設介護サービス費 （1割負担額） | | 445円 | 554円 | 445円 | 554円 | 522円 | 648円 |
| 加算項目 | 機能訓練体制加算 | 12円 | | 12円 | | 12円 | |
| | サービス提供体制加算（I） | 18円 | | 18円 | | 18円 | |
| | 処遇改善加算（8.3%） 特定処遇改善加算（2.7%） ベースアップ等支援加算 （1.6%） | 58円 | 72円 | 58円 | 72円 | 72円 | 84円 |
| 居住費 | | 980円 | | 1300円 | | 2530円 | |
| 食費 | | 1780円 | | 1780円 | | 1780円 | |
| 日常生活費 | | 200円 | | 200円 | | 200円 | |
| 教育娯楽費 | | 150円 | | 150円 | | 150円 | |
| 1日あたり自己負担額（合計） | | 3,643円 | 3,766円 | 3,963円 | 4,086円 | 5,284円 | 5,422円 |

※負担割合が2割・3割の方は、「施設介護サービス費及び加算」について2倍・3倍の金額になります。

※被爆者健康手帳をお持ちの場合は、1割（2割、3割）負担はかかりません。居住費・食費・経費の負担になります。

※食費は、実費負担となります。（朝食 480円 昼食 650円 夕食 650円）

※送迎をご希望される場合は、別途「送迎費」として片道 187円がかかります。

※テレビをご希望される方は、レンタル料 1日 100円で貸出あります。

負担を軽減する制度

1. 介護サービス費の軽減（高額介護サービス費）

1 か月の介護サービス費利用者負担額（1 割もしくは 2 割・3 割負担分）が軽減されます。

2. 食費・居住費の軽減（特定入所者介護サービス費）

食費・居住費の 1 日あたりの負担限度額が設定されています。

利用者負担段階に基づく負担額（特定入所者介護サービス費）

（1 日あたり負担限度額）

| | 対象者 | 居住費 | | | 食費 |
|-------|---|--------|-------|---------|-------|
| | | 従来型多床室 | 従来型個室 | ユニット型個室 | |
| 1 段階 | ①市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ②生活保護受給者 | — | 320円 | 820円 | 300円 |
| 2 段階 | 市民税世帯非課税であって、 <u>合計所得金額と課税年金収入額と遺族年金・障害年金の合計が80万円以下の方</u> | 370円 | 420円 | 820円 | 600円 |
| 3 段階① | 市民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が年額 80 万超 120 万以下の方 | 370円 | 820円 | 1310円 | 1000円 |
| 3 段階② | 市民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が年額 120 万超の方 | | | | 1300円 |
| 4 段階 | ・上記以外の方（市民税課税世帯の方） ・預貯金の合計が 1000 万円（夫婦は 2000 万円）以上の方 | 855円 | 1171円 | 2300円 | 1600円 |

これらの負担の軽減制度を適用するには、長崎市へ申請し、認定を受ける必要があります。

ご不明な点や詳細については担当者へお問い合わせください。

